

「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う条例改正等について

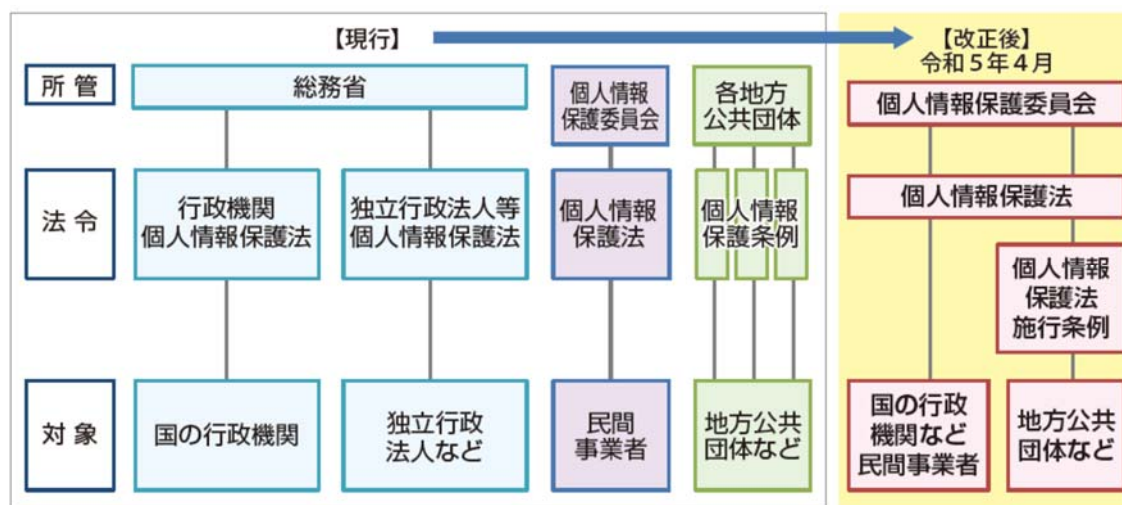
■ 条例改正等の背景

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」において、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」が改正されました。これにより、地方公共団体での個人情報の取扱いについては、法律や条例等が改正保護法に一本化され、令和5年4月1日から改正保護法の規律に従い個人情報保護を行っていくこととなります。

その対応として、本市は、現行の「武蔵野市個人情報保護条例」を廃止し、法の施行に関して必要となる、法に委任された事項や条例で定めることが許容される事項を規定する「武蔵野市個人情報の保護に関する条例」等4つの条例を制定します。また、5つの条例の一部改正、2つの条例の廃止を合わせて行い、現行の「武蔵野市個人情報保護条例」の基本的理念を後退させることのないよう、個人情報の保護を適正に行っていきます。

これらの条例については、令和4年第4回市議会定例会に上程します。

■ 個人情報保護制度の一元化



■ 新たに制定する条例の概要

1 武蔵野市個人情報の保護に関する条例

<概要>

改正保護法では、条例で定める必要がある事項、必要に応じて条例で定めることができる事項、条例で定めることが妨げられるものではない事項について、条例で定めることができます。市では、法の趣旨の範囲内で市が独自に定める事項として、市の機関、市民及び事業者の責務等の規定や、作成する個人情報事務ファイル簿の範囲（国より作成する範囲を広くする）、武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会の設置などを規定します。

2 武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会条例

<概要>

本条例では、審査会の設置や、武蔵野市情報公開条例による行政文書の開示決定や改正保護法による保有個人情報の開示決定等に対する審査請求による諮問についての調査審議・答申など、所掌事項、組織及び調査審議の手続を規定します。

3 武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会条例

<概要>

現在の個人情報保護審議会と情報公開委員会を統合し、新たに武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会を設置します。本条例では、個人情報の取扱いについて専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合の諮問や、情報公開制度その他情報公開の推進に関する事項に関する事項について審議し市の機関に意見を述べることなど、所掌事項、組織等について規定します。

4 武蔵野市死者情報の開示に関する条例

<概要>

改正保護法では、個人情報の定義は「生存する個人に関する情報」であり、法施行後は死者の情報は個人情報ではないと定義され、特定の死者の情報に関する遺族からの保有個人情報の開示請求については、死者の情報が生存する遺族の個人情報である場合に限定されるため、開示できる範囲が狭くなると見込まれます。

本条例は、特定の死者（被相続人）の情報に関する相続人からの開示請求を現行の水準で維持するため、市情報公開条例の特則として、死者情報の開示に関する条例を制定し、特定の死者の情報について、相続人への開示に関する事項を定めるものです。

■条例施行日

令和5年4月1日

（個人情報ファイル簿に関する一部規定については、令和6年4月1日）

■問い合わせ 市民部市民活動推進課（情報公開担当） 0422-60-1809